

2011年2月28日

アストラゼネカ株式会社

代表取締役 加藤 益弘 殿

薬害イレッサ訴訟統一原告団

代表 近澤 昭雄

薬害イレッサ東京支援連絡会

事務局長 小池 盛明

薬害イレッサ事件の早期・全面解決を求める申入書

2011年2月25日、大阪地方裁判所は、薬害イレッサ訴訟の判決を言い渡し、貴社の責任を厳しく断罪しました。

判決では、2002年7月のイレッサ承認当時、貴社はプレスリリースなどの情報提供においてイレッサの副作用が軽いことを特筆すべき長所とする一方、副作用については、間質性肺炎について重大な副作用欄の最初に記載すると共に致命的な転帰をたどる可能性について警告欄に記載して注意喚起をはかるべきであったのにこれを怠ったもので、イレッサ承認時の添付文書には製造物責任法上の指示・警告上の欠陥が認められるとしています。

この欠陥と認定された添付文書の記載により、多くの肺がん患者は残された大切な生命を予想外の副作用により奪われていったのであり、患者と家族の無念の思いは察するにあまりあります。

2002年7月から緊急安全性情報が出される10月15日までにイレッサを服用し亡くなった患者だけでも少なくとも160名以上に及んでいます。

貴社には製薬企業として重大な社会的責任があります。裁判所の指摘を謙虚に受け止め、これ以上の不当な争いは終わりにすべきです。

直ちに薬害イレッサ事件の解決のための話し合いの席に着き、原告全員の救済、未提訴被害者の救済を含めた、2010年8月25日付け全面解決要求書に基づく薬害イレッサ事件の全面解決をはかるよう求めます。

本日、貴社大阪本社に本書面と同趣旨の申し入れを致しますが、東京においてもこの問題の解決を求める多くの声があります。そこで、東京支社に本申し入れを行います。大阪本社、さらには英国アストラゼネカ社に申し入れの趣旨を伝え、真摯な対応をされるよう求めます。

以上